

令和6（2024）年度 第1回八尾市子ども・子育て支援事業計画 策定部会

議事概要

日時：令和6（2024）年9月27日（金）19時から

場所：八尾市立青少年センター3階集会室

出席者：委員7名、事務局（関係課含む）

開会

1 案件

(1) 第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画について

(2) 教育・保育給付の「量の見込み」及び提供体制の「確保方策」について【A案】
【B案】

事務局から資料に基づき報告等

【資料1】第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画について

【資料2】教育・保育給付の「量の見込み」及び提供体制の「確保方策」について【A案】【B案】

(委員) 令和6年4月1日の空き枠数だが、0歳児が61名、1歳児が18名、2歳児が1名、3歳児が25名、4歳児以上が50名で計155名の4月1日の空き枠という資料をいただいている。

平成27年の4月1日から令和5年の4月1日までの数字を辿っている。その中で、今八尾市は利用定員で説明をされたが、施設を建てたときの平米数等、子どもが何人入るという認可定員があり、利用定員はその年の4月において入っている人数に対して出している。ただ、実人数になると、微妙に利用定員とは違っている。例えば、認可定員は25、23、12の60人。利用定員が21、20、9で50人。実人数が24、23、7。4月1日にこの空き枠が出ているが、認可定員ではなく、利用定員から考えているため、もっと空き枠が増えてくると思う。また、今年開園された保育園は、3、4、5歳がまだ入っていない。0、1、2歳から順々に入ってくるため、もっと空いてくると思う。八尾私立保育連盟として、表を作成し、私立幼稚園から移行した認定こども園は、平成27年度と令和5年度を比較すると、令和5年度は1号において、減少している園が多数見られた。2、3号については、令和5年度は、増加している園が多数見られた。2、3号は増加しているが、園全体の私立園としては減少している。子どもは減っている。私立保育園から移行した認定こども園及び保育所は、平成27年度と令和5年度を比べると、5年度は2号、3号において、大きく減少している園が地域によって見られる。1号については、令和5年度は増加している園が多数見られた。以上の結果を踏まえて、計画策定に関して、教育・保育提供区域を4区域ではなく、中学校区ごとにして、

きめ細やかな地域の計画を策定してほしい。保育ニーズが一時的に高まっている地域においては、近隣の施設への積極的な利用調整を行ってほしい。また、認定こども園や保育所を設置していくのではなく、期間を設定した上で、小規模保育事業を必要な地域に設置する。幼稚園は2号でなんとか維持している。4区で区切らないで、中学校区できめ細やかな対応するべきで、調整次第で入る園もあるため、事務局はもっと市民に情報を提供してほしいというのが、八尾私立保育連盟からのお願いである。

(委員) 量の見込みの算出から見ると、今後令和6年から令和11年までの0歳から5歳の内で、若干まだ見込まれる0歳児のニーズがある。どこの自治体も非常に悩ましい時期にきている。その中で、八尾私立保育連盟では、具体的なデータを示しながら、区域を、例えば中学校区に細やかに設定をしながら、各園の潜在力を見極めながら、また市民への情報提供をしながら進めてほしいというお願いである。

(委員) 既存の私立の幼稚園が7園あるが、来年度には7園すべてが認定こども園になる。まだ、1歳2歳児を受け入れていない園がある。3、4、5歳の人数が大変減ってきている。来年度も3歳児募集をどの園もしているが、どこも募集人数を減らして募集をかけるという運びになっている。今後、園児数が減っていくであろうということが見られる。既存の保育所も空きが出てきている園があるため、運営上困っている園もある。保育士を確保するのに、新しい園を建てられたら、そこにまた保育士が流れて、既存の園が募集をかけてもまた困るというようなことが起こっており、なんとか既存の園で子どもを保育できたらと思っているので、新しい園を建てるというのは八尾市私立幼稚園協会としては望んでいない。

(委員) 既存の園がダメであれば淘汰されると思います。それはそれで既存の園が抱えていること。利用定員に合わせて話すのではなくて、認可定員に合わせて数字を入れていただきたい。また実態としては、八尾市の保育士が辞めても同じ八尾市のどこかで勤めている。結局そうになると、小規模の園を作っても、保育士は来ない。八尾市では子育て支援をやっていただいております、掃除などしていただく方にも120万円の補助金等はつけていただいている。ただ、その子育て支援員の研修が年に1回あり、多くの方がいらっしゃるが、八尾市の保育施設とか幼稚園施設に全ての方が来られているのであればまだしも、そのところも人手不足が解消しないのも、とにかく量の確保よりも保育士の確保の方が必要ではないかと思う。保育士がたくさんいれば、質のいい保育をめざせるが、1人やめると今度は園児を受け入れられないという状況になっているため、保育士確保にも力をいれていただきたい。

(委員) 若い方々が、子どもに関わるという進み方をしていただきたいため、保育の楽しさ、良さ、子どもに関わる喜びを大学に発信していかないといけない。事前に欠席委員から意見をいただいている。

まず、資料1について、区域設定の基本的な考え方やポイントというような形で、簡単に記

載されていたらわかり易いのではないかという意見。例えば、“八尾市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て家庭のニーズを踏まえた施設や事業の整備を進めます”というところを、“施設の整備や事業の実施”という文言にした方がいいのではないかという意見をいただいている。また、2. 教育・保育提供区域について、最後に“第3期計画における「教育・保育提供区域」については、以下の4区域を継続します。”と書いてあるが、これが区域区分は変更されたり、あるいは廃止されているところがあるのかという意見をいただき、事務局に確認したところ、そのような変更はないということ。そのようなところをご配慮いただきたいという意見をいただいた。A案かB案か決めかねるお話だが、最終的には皆様の意見をいただきたい。A案とB案を提案するのは理由があるからだと思うということで、計画3年目に私が解消させたいと言ったところ、Aの選択肢として、視点にはいろんな理由があるのだろうという意見をいただいた。

(委員) 企業指導型保育と八尾市認証保育施設という枠がなくなっているのはなぜか。また、保育園を増やすということでA案とB案について予算の差がどのくらい出てくるような見込みを持っているのかを聞きたい。

(事務局) 前回、令和2年から6年の期間には、かなりの整備を認可園でしないと追いつかないくらい、保育ニーズが高い状況があった。また、令和元年から待機児童が解消できて、それを毎年、各認可園と一緒に確保枠を広げながら、あるいは新しい施設を整備しながら、なんとか待機児童ゼロでずっと来ているが、前回の策定のときは、令和元年に初めて待機児童が解消できたという状況。令和2年度以降の状況ははっきりわからない状況であった。企業主導型は、認可外の保育所に国が補助金を出しており、待機児童のカウントは減るが、保留児童にはなる施設類型となっている。それと、八尾市認証保育施設も、認可外施設に八尾市が補助金を出し同様である。このような認可園ではないが公費が入っている施設、企業主導型、八尾市認証保育施設も含めて、確保方策に入れることで、なんとかクリアしたいというのが、令和元年度の策定状況であった。一方、今回は、まずアンケートを取った時等々も、認定ベースではなく、申込みやニーズを見た上で、認可施設だけで確保できるといったような計画の形に変えさせていただいている。これは、人口の動向を見た時に、人口については減少していくような傾向である一方で、保育ニーズについては、共働きが増えている状況でかなり伸びており、A案、B案を見ても、低年齢の特に1歳については、整備の数だけでも足りない状況があるため、認可園全体としてはカバーする考え方になっているが、まだ整備しきれていないため、今後の整備は一定必要であるということで、今回のA案、B案を尋ねさせていただいている。

A案、B案の1箇所につきの予算だが、小規模園を1箇所作るにあたって、まず整備が、令和5年度ベースで2,625万、それに1年間の施設型給付費を1年間支払いすると、令和5年度ベースで4,730万程度となる。これが1箇所あたりの金額となる。

(事務局)先ほどの意見交換の補足説明として、まず、提供区域について、保育の区域というのが、利用調整をする時の区域というものがある。これについて、八尾市はあまり大きな面積の市ではなく、公共交通機関を使うと、全て30分程度で端から端まで行ける区域になっている。八尾市については、利用調整については1市で1圏域といった形で行っている。一方で、提供区域というのが、国への補助金整備等を行う際に、一定提供区域も見ながら考えていくため、ある程度ニーズを見ながら、次の施設の整備をどの辺りの区域に整備するのが良いか、提供区域の考え方も活用しながらニーズの高いところに整備をしてきたので、先ほどの委員の話では、中学校区を区域にしていきたいという部分がおそらく整備の提供区域の事をおっしゃっているかと思うが、利用調整を中学校区というように思われた方がいるのであれば、基本的には八尾市の方、住まいの近くがいい方もいれば、職場の近くの方がいいという方もいるので、そういった意味では、あくまで区域で言うと、利用調整については1区域というところを補足説明で議論いただきたい。

もう1点、利用定員と認可定員について、認可定員というのが建てた時の施設のキャパに近い数になっている。例えば、500名規模の建物を建てたといった施設であっても、直近の数字で言うと、300名程度の利用定員設定をしている施設というのはある。これは市と園で協議をして、毎年度2回目の3月のこの子ども・子育て会議の中で、利用定員の数を諮っている数字である。施設の規模感は500名可能だが、実際に雇われている保育士の雇用の数や、あるいは幼稚園教諭の数でいくと、施設として受け入れ枠の設定をできる利用定員というのは今300名である。ということであれば、委員と協議して、規定通りの募集をして、その数を直近の利用定員ということで会議にかけて、直近で受け入れ可能な数は利用定員なので、今回のA案B案の数字については、利用定員をまずベースにした上で、今後の見込みを積算をしているため、認可定員の立てた時の500名の規模を見るのではなく、直近の受け入れ可能な数字、保育士さん確保状況も踏まえた利用定員の数を積み上げた上で諮っている状況であるため、そういったところも議論の材料にしていきたい。

(委員)保育士の確保をしないと、キャパがあるのに子どもを受け入れられないという状況になっている。どの施設も多めに保育士を確保しようとしている。保育士の数を用意していたのに、子どもがいないから受け入れられないという施設もある。

(委員)八尾市の保育園がいくらでも空いていけば、八尾市で住みたい、八尾市で子どもを産みたいという人が入ってくるけれど、なかなか入れないということがあると、単純に不安だと思う。今の話では、保育士不足が問題だとすごく感じた。実際に保育士がいなかったら危険である。子どもがバスの中で亡くなったケースも、結局保育士が足りなかったことが大きな原因の1つになり、命に関わること。身近で保育園に入れなくて困っているという話も聞くので、この推定を見ていると、2号認定、3号認定が増える中でも、場所によっては、困っている人がたくさんいると思う。実際に子どもを預けたいときに、できるだけ困っている人がいなくて、運営上もできるだけ無理がないようにということかもしれないが、今どちらに傾いているかというところ、

困っている人の方が多いのが現状だと感じた。保育士の環境、勤務条件等が変わっていかないと、八尾市から流れていくと思う。実際に人がいなくて困っているということはよく組合の方でも聞いている。この中で計画を立てているところで、苦しいところとニーズのところとバランスを取っていると思うが、本当にどこで1番苦勞しているのかということも聞きたいし、結局子どもが預けられていない状況というのがあると思う。

(委員)小規模保育事業を新規で作った場合、3歳児になると卒園になる。この時に定員制の園になると思うが、例えば自分の住まいの近く、職場の近くに必ず空きがあるとは限らないため、その場合に、その小規模に入られた方の次の転園先の確保はできているのか。

(事務局)小規模園を卒園された後、八尾市においては、連携施設があり、次に入れる施設の枠を用意し、小規模園ごとに園を卒園したら連携施設の園という形の枠は用意している

(委員)私自身も子ども3人が保育園に通っていたため、いろいろな思いがあるが、子ども達をどこに預けたいのかというニーズにしっかり答えていくこと。まず、市の保育園や幼稚園をどうしていくかというのは、すごく大切だと思った。とにかく入れたらいいではなく、1番はどのような保育を親が望んでいて、どのような幼稚園教育を望んでいるのか、親がどう子育てをしたいのかということに、保育園を選んだり、幼稚園を選べるというようなものがあれば、より魅力的になってくると思う。それに対しては、その施設があるとか、保育士が確保できるのかという問題はあると思うが、親としてはそのような魅力を感じることで、子どもの人数が増えていくことにつながると思うし、そのようなことで、保育や幼稚園教育を提供するところが働く生きがいになれば、八尾市で働きたいという方も増えてくるのではないかと感じた。

(委員)昨今、本当に保育士が不足していて、これはいろんな人が集まって解消しないといけない課題だろうと思う。もちろん、行政も考えなければならないし、また、各市町村の中で、子育てとして教育をしている事業者がより保育の魅力を高めていくと同時に、そのニーズを上手く調整しながら進めていくという、そのようないろんな仕組みが、どこから頑張るといっても、チェーンのように繋がって行って、輪の1つ1つがしっかりと繋がっていくということをやらないといけない。

(委員)子育て支援員の研修をして、どのくらいの方が就職されて、八尾市に何名くらいが、子育て支援員として就職されているのか聞きたい。

(事務局)子育て支援員の養成研修を受けられた方のうち、令和5年度で言えば、96の方が修了し、そのうち23名の方が市内の認可施設への就職をしている。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について
事務局から資料に基づき報告等

【資料3】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について

(委員)平成2年度だと思うが、元々福祉のサービスが施設を利用することで対応していったものを、今後の展開を見込んで在宅サービスを展開していくという風にシフトが変わって、法改正の時に、障がい児のサービスとして、ショートステイやホームヘルプやデイサービスの3つのサービスを支援法の中に書き込んだ。それ以降、虐待やヤングケアラー、子どもの貧困等、いろんな問題が出てきて、何よりも子育て支援という子育て家庭を支えていくことで在宅サービスが展開されてきた。そのような経過があり、それぞれの自治体が、これまでの実績やそのような課題を踏まえながら、それぞれの供給量などを見込んでいるが、今のところ、国も指示が出ていないようなところがあるので、そこはまた次回、説明いただくようになると思う。

(委員)15児童育成支援拠点事業について、今現在、要支援児童等の見守り強化事業をしていると思うが、それぞれの居場所に違いはあるのか。

(事務局)現在行っている要支援児童等見守り強化事業は、おっしゃる通り、居場所と配食、それから学習支援等も行っている。地域子育て支援の方では、児童育成支援拠点事業が位置づけされたので、来年度、まだ予定だが、要支援児童等見守り強化事業の居場所の部分児童育成支援拠点事業の方に移行して、広くその居場所を使っていただいて、児童の状況に応じた支援を行ってきたい。それから、要支援児童等見守り強化事業については、引き続き配食等のサービスを行う予定ではいるが、まだ予算等決まっていないためご理解いただければと思う。

(委員)量の見込みが、なぜこの人数の表示になっているのかわからない。他は利用の延べ人数になっているが、16もそうだが、15人というのは、登録の人数になるという設定なのかどうか。なぜ延べ人数ではないのかお聞きしたい。

(事務局)今回のこの量の見込みの算出については、国が示す量の見込みの算出方法が決められており、現在15人ということで算出させていただいた。国が求める量の算出については、児童育成支援拠点事業についてはまず6歳から17歳の方を対象にして、その中から利用が望ましいと思われる人数が何人かというところで数字を求め、15人という算出になっている。

(委員)15番については、具体的にどのような場所で実際に行われるのか、もう少し具体的にイメージしたいというのが1点と、14番の子育て世帯訪問支援事業については、どのようにニーズがある方をキャッチされるのか気になる。どのように想定されているのかお聞きしたい。

(委員)今までやっている拠点に、プラスでここに書いてあるところで、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供すると書いてあるため、その中で、そのようないろんな支援を包括的にした方がいいのではないかと

思われる方を、特に手厚くしていこうかというプランだと思う。

(事務局)まず、(15)児童育成支援拠点事業について、計画では来年度からだが、現在、要支援児童等見守り強化事業を実施している。その事業の居場所の部分はこちらの方に発展的に、事業展開をしていこうと考えている。こどもが学校に行けなかったり、家庭で抱えているいろんな課題に対して、学習のサポートや生活習慣の形成、生活のリズムを整えていくなどを目的として、児童育成支援拠点事業というのを展開するものであり、場所としては、家のリビングみたいな形のところを作って、こどもが来て勉強したり、休憩していたり、そのようなことを行って、生活習慣の形成、学習のサポートを行い、あるいは進路等にも繋げていくというようなことを行う事業である。子育て世帯訪問支援事業については、令和5年の9月から実施をしているものだが、不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーなどがいる家庭にヘルパーが訪問し、支援を行うという事業である。こども総合支援センター「ほっぷ」に、そのような家庭がいるという相談をいただいたら、お聞きして、アセスメントをし、この事業を使っていた方がいいご家庭があれば繋いでいる。

(委員)地域の中でパラプロフェッショナルという、プロフェッショナルの指導の中で、それに近いような仕事をしていくという役割だが、先ほど言っていた子育て支援において、そのような人材が地域の中で生まれていってほしい。アセスメントして、関係機関に繋がったりということは従来から児童相談所がハードなケースを今でもやっている。そこまで至らない、でも早いうちから支援した方がいいという判断もあって、いろんな受皿が地域の中で、どれだけ作れるかということが、予防的な対応をしていけることになるため、このような支援拠点で頑張ってください方を、地域の中で本当に大事に育てていかなければいけないという気がしている。特にこの児童育成支援拠点では、6歳から17歳を想定しているため、どちらかという対面で子ども達が集える場を、八尾市が中心になって、いろんな人が関わっているような子どもの拠点を作っていくことが今回の法改正の中で考えられる子ども・子育て支援に繋がっていくということ、その地域に根差したものをどれだけできるかということになってくる。今どき中に入っていくこと自体が難しいため、要するにマンションや、そもそも玄関に入れないところもたくさんあり、いかにその地域に出てきていただくのか等も考えないといけないと思う。

(委員)子育て世帯で困っているお母さんがわからないという場合がある。幼稚園、保育園に入って、集団に馴染めない子が最近すごく増えている。お母さん困っているでしょうと言っても、家では全然困っていませんとおっしゃる方が多い。うちの園でも、こういうところが他のお子さんよりできていないので、「ほっぷ」に相談に行かれた方がいいですよとお伝えするが、親は、家では何も困っていないから、相談などを望まない方が多くおり、訪問してまで来ないでくださいという家庭が多々あると思う。医療的ケア児を受け入れる施設を作っていく方針が八尾市ではあるが、それよりもちょっと困っている療育施設というのが、うちの園にもあり、毎日4、5人がその療育の方に通われているというようなケースになってきている。そのようなお子さんが通える施設というか、また小学校に行くと、支援学級に入ったほうがいいのかと言われる保護者の方が多

くおられるため、保育所でも、認定こども園でも、幼稚園でもお母さんに伝えているが、それを考えづらい方もいて、1歳6か月児健診や3歳6か月児健診があるが、そこでもう少ししっかりと八尾市の保健師から伝えていただけたらありがたいと思っている。

(事務局) 1歳6か月児健診や3歳6か月児健診では、お子さんの心身の発達状況の確認と保護者の相談に応じており、健診時に発達課題に所見がある場合は、必ず保健師等から保健指導として、子どもへの関わり方のアドバイスをしており、必要時には経過観察健診として心理相談をご紹介している。健診で発達課題の確認の精度を高めていくことは大事であるが、個別健診であり、集団での困りごとを把握するというのは難しいと考えている。ただ、園で対応に困ったり、対応がむずかしいお子さんが増加傾向にあるというのは、相談を聞いている中でも感じているため、こども総合支援センターとして、こどもいじめ・何でも相談課で対応している園訪問という形で、実際に保育教育現場に出向き、その際は保育教諭の目線や心理士の目線も含め対応しているため、その点ご理解いただけたらと思う。

(委員)アウトリーチとして出向いて行って、そして実現していく、情報を得るという風な仕組みがだんだんと広がってきていると思う。

(委員)私は中学校の養護教諭をしていて、中学校の保護者と話している時に、1歳半健診や3歳半健診の時に、ちょっと言葉が遅いと言われたとか、保育園の先生や幼稚園の先生にこんな風に言われたというのは、しっかり残っている。ただ、集団の中で見た時に、困り感はよく見えるが、1対1で家で見てるときは、なかなかわからない。家の中で、大体怒られるパターンが決まっていたり、この子はこんな子というので流れていて、特性、障がいのことについて言われたことがあっても、受け入れるまでに時間がかかる方と比べて、早くからサポートについて、かなりしんどい自閉の特性があっても、長く専門の方の指導に関わっている子については、非常に伸びている。でも、そこを受け入れられたり、そこにスタートを切るまではちょっと時間がかかってしまう。中学校は卒業後、高校や進路に向き合わざるを得ないところがあるため、支援学級の話や、支援サポート、福祉の話をしやすいが、そういう話をするのも非常にデリケートな部分のため、子どもにとっては、こんなふうにアプローチするともっと本来持っている力が伸びるよという形で伝えた方が、絶対いいと思うが、そこがスムーズに行かないところもある。卒園後どうなっているかというのが見えにくいと思うが、中学校になって保育園の時の話や、赤ちゃんの時の健診の話は出てくるため、すごく残っていると思う。(14)子育て世帯訪問支援事業、(15)児童育成支援拠点事業について、非常に期待ができると思う。保健室に来ている子ども、家の方と話すときにはサポートが必要だと思うし、ここが今から準備されるというのがありがたいが、非常に繋がっていない。必要としている方が準備されている福祉に繋がっていないという課題を実感している。中学校では、福祉にどうやったら繋がるのかというところで、やはり、「ほっぷ」と繋がった家庭に入り、保護者とも繋がったケースについては、非常に学校では言いにくいことを「ほっぷ」の方でお伝えしていただき、相談をさせていただいた時には、やはり動いていくが、拒否している場合もあるし、学校が見つけているけど、福祉に繋がっていけないケースがたくさんある。その

ポイントはスクールソーシャルワーカーだと思う。スクールソーシャルワーカーと学校の課題として感じているが、スクールカウンセラーとの違いもまだ明確ではない実態がある。スクールソーシャルワーカーが、この家庭ちょっと大変だな、お家の人ちょっと理解難しいかなというようなケースを掴むのは、新任の方でも家庭訪問に行けばわかる。スクールソーシャルワーカーが少しアセスメントしたら、すぐに福祉に繋げる必要があるケース、ちょっと確認が必要なケース、手帳があるかなというケース、こういう関わり方をするアドバイスで変わるんじゃないかというケース、様々なケースが、やはり教職員では見えない視点で、福祉に繋がる視点でもお持ちかなと思うけれども、スクールソーシャルワーカーが職員室にいつもいるわけではない、各学校1人もいないので、そこを繋げるキーパーソンとなる人の人数も今足りていないと思う。実際にそこをうまく増やそうと国でもなっているので、今後繋がっていかないかなと思う。家庭が大変だなど思っても、スクールソーシャルワーカーに繋がっていないから福祉に繋がっていないというのが1点あると思う。その課題の温度差みたいなものもあるかなと。準備されておられる側と、実際にキャッチできるところとの間が課題だと思う。

(委員)様々な在宅サービスであるから、いろいろなものを用いながら、何よりも子どもの問題の予防のために、親が鬱になってしまうとか、親が働いているとか、子どもの環境に問題があるとか、そういう予防のためにこれらの事業をどのように活用していただけるか、そういうことを考えていかないといけない。そのためには、やはりいろいろ関わる人たちが知恵を集めながら、繋がっていくことも必要で、特に八尾市では「ほっぷ」が頑張っていたので、そこがやはりリーダーとなって、地域の中で目を配る体制を作っていたらなと思う。ソーシャルワーカーとカウンセラーは2つでワンセットだと思っている。子どもを育てるということについては、カウンセラーもソーシャルワーカーの同じことをやっているが、カウンセラーはやはりこどもの心の中を見ながら、こどもの自我であるとかそういうものを育てようとしている、あるいはその道を修正しようとしている。ソーシャルワーカーは、もちろんこどもに関わって、こどもの心に繋がるような面談をしたりするが、どちらかというところ、環境を整えてあげる。だから、心に向き合うのと環境を見ているのと両方同時に役割分担しながらやっていく必要があるのだろうと思う。カウンセラーといっても、いろんな学派や、やり方があるので、難しい。

本日、委員からたくさんのご意見をいただいた。特にA案B案について、また事務局と整理して、3番目の案件の様々な事業についても、確保方策を事務局で達成して、第2回目の会議でまたお示しいただけると思う。

(4) その他

(事務局)本日たくさんのご意見をいただき、特にA案B案のところについては、今後確保もしながら、これまで受け入れている既存園の方でも更に受け入れして、次の整備をしなくてもいいくらいやっていきたいというような部分もおっしゃっているのかと思う。我々、アンケートを取っ

て今後の見込みも出しているため、市民の保育ニーズについてはしっかり応えていかなければならない。そして、計画については資料2の7ページ、方策①、②で、今ある既存園で頑張ってもらって方策、そして、それだけではなかなか応えきれない時のために、③といったところも総動員して、市民の保育ニーズに応じてまいりたいというような資料になっているため、委員からは早めに解決できるB案の方がいいのではないかといった意見もあったため、また整理をし、2回目の会議でしっかり決めていけるように資料も準備させていただきたい。

閉会